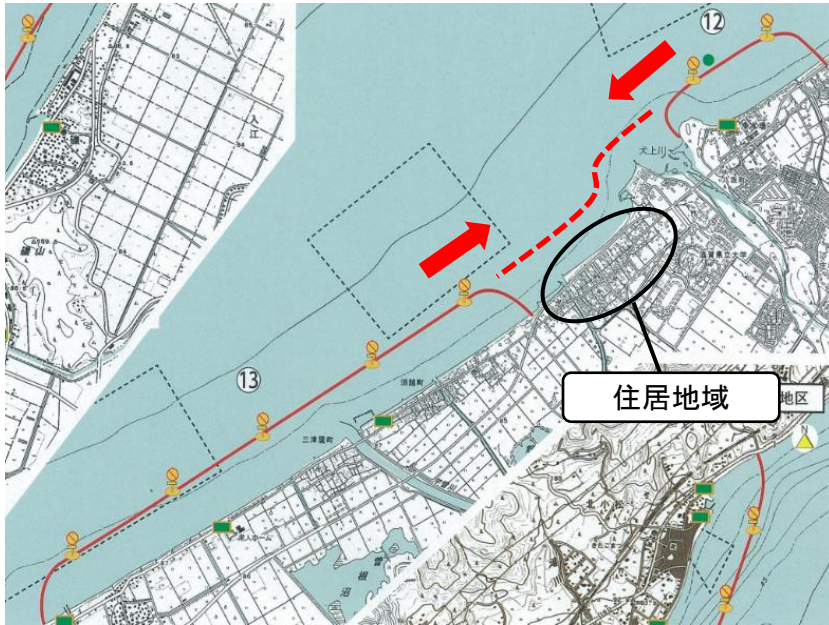


(1)彦根市八坂町 地区

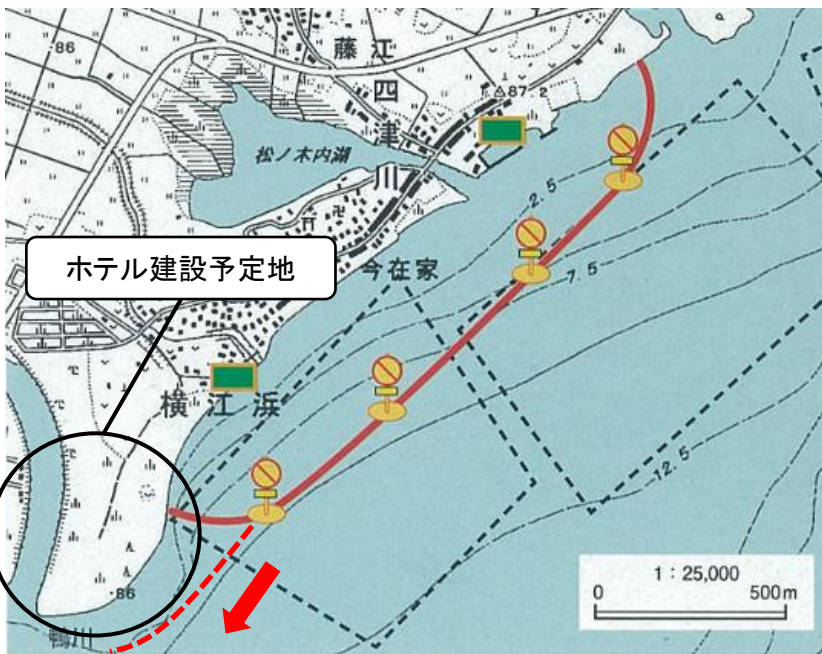


■夏季を中心に、湖岸道路より琵琶湖側の建物から、多くの水上バイクが出艇し、湖岸付近での航行を繰り返している。

■同地域は、現在は航行規制水域外となっているが、住居地域が湖岸道路の反対側に近接していることから、水上バイクの騒音について、自治会から対応を求められている。

■令和5年度以降、同地域における水上バイクの航行状況を把握するとともに、彦根市や自治会と協議等を進めていく。

(2)高島市安曇川町横江浜 地区



■令和6年秋頃の開業に向け、同地域においてリゾートホテルの建設が進められている。

■それに伴い、航行規制水域の見直しも視野に入れ、前回(R4.3)の審議会において、令和4年度以降のスケジュール等について説明したところ。

■令和4年度は、夏季を中心に、同地域におけるプレジャーボートの航行状況について定期的に確認を行ったが、ホテル建設前の現段階においては、騒音の原因となるほどの数の航行は見られなかった。

■工事の実施中または完了後において、直ちにプレジャーボートの航行が増加するものではないと考えられるが、今後そのような事象の発生が予想される場合には、即時適切な対応がとれるよう、高島市とも連携しながら、引き続き状況を注視していく。

【※参考】航行規制水域の指定までの流れ

①県による変更内容に係る調査、協議等の実施



②審議会および関係市長への意見聴取

※条例第12条第4項



③-1 変更を予定している区域案の縦覧公告の実施(4週間)

※条例第12条第5項

③-2 区域案に関する利害関係者からの意見書の受付

※条例第12条第6項



④変更後の区域に係る告示の実施、新区域の発効

※条例第12条第6項、7項